

## 生駒市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

平成21年12月1日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美  
生駒市監査委員 井 上 圭 吾  
生駒市監査委員 井 上 充 生

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

#### 2 請求書の提出

平成21年10月21日

### 第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに請求人の陳述時の補足説明によると、本件請求の要旨は次のとおりである。

#### 1 請求の対象行為

生駒市（以下「市」という。）が、生駒市新病院基本設計等業務に係る業務委託契約及び設計業務等委託変更契約に基づき、平成21年4月30日付けで、生駒市新病院基本設計等業務委託料として、2,730万円を支出した行為

#### 2 対象行為が違法又は不当であることの理由

市は、新病院の建設にかかる基本設計等業務は奈良県へ提出する新病院の開設許可申請書を作成するうえで必要なものであること、及び当該開設許可申請書の提出期限が平成20年3月31日であると認識したことから、提出期限までに時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するとして随意契約により生駒市新病院基本設計等業務委託契約を締結した。

しかしながら、市が、新病院の開設許可申請書の提出期限を平成20年3月31日と認識した原因となる奈良県新医療計画は未だ策定されておらず、新医療計画の施行日は、都道府県の医療事情により弾力的に取り扱われることとなっている。さらに、新病院建設計画自体、生駒市議会で承認されていない。

このような状況からすると、市が当該開設許可申請書の提出期限を平成20年3月31日と認識したのは単純な間違いであり、当該契約は全く緊急性がなく、契約の必要性すらないもので、違法・不当な契約である。その契約に基づいて支払われた生駒市新病院基本設計等業務委託料2,730万円も違法・不当な支出である。

#### 3 求める措置内容

市が支出した生駒市新病院基本設計等業務委託料2,730万円について、市長に対して、その全額を市に返還するよう勧告することを求める。

### 第3 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）が自治法第242条に規定する要件を具

備しているか否かについては、各要件を調査又は確認した結果、請求人の一部について、同一行為に係る再度の住民監査請求との疑義が生じたが、これについては監査の過程において明らかにしていくものとし、平成21年10月26日にこれを受理した。

#### 第4 監査の実施

##### 1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成21年11月11日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から陳述と補足説明がなされた。

##### 2 監査の対象事項

生駒市新病院基本設計等業務に係る業務委託契約及び設計業務等委託変更契約に基づき、市が生駒市新病院基本設計等業務委託料2,730万円を支出した行為が違法又は不当なものであるかどうかを監査の対象とした。

##### 3 監査の対象部局等

生駒市福祉健康部病院建設課を監査対象とし、必要な資料の提出を求めるとともに、福祉健康部長及び病院建設課長の出席を求め、平成21年11月11日及び同月17日に事情聴取を行った。

#### 第5 監査の結果等

請求人は、本件請求において、生駒市新病院基本設計等業務委託契約は必要性及び緊急性がないにもかかわらず随意契約で締結された違法・不当な契約であり、それに基づいて支払われた新病院基本設計等業務委託料2,730万円も違法・不当な支出であるから、市長に対して、その全額を市に返還するよう、監査委員から勧告することを求めているものである。

本件請求人のうち 〇〇〇は、平成21年3月5日付けで、生駒市新病院基本設計等業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するとして随意契約を締結したことは違法・不当であるから、当該契約の解除を求めるとする住民監査請求（以下「前回請求」という。）を行い、監査委員は平成21年4月28日付けで合議不調との通知を行った。

前回請求と本件請求についてみると、前者は生駒市新病院基本設計等業務委託契約につき緊急性がないにもかかわらず随意契約で締結したことを違法・不当として契約の解除を、後者は同契約につき必要性及び緊急性がないにもかかわらず同契約を締結し公金を支出したことを違法・不当として損害賠償を求めているものであるが、いずれも同一契約の違法・不当を理由として必要な是正を求めている点において、同一の財務会計上の行為を監査の対象としたこととなる。

同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である（最高裁 昭和57年（行ウ）第164号 昭和62年2月20日判決）。本件請求人のうち、前回請求における請求人であった 〇〇〇に係る請求については、自治法第242条に定める要件を満たさず、却下とする。

次に、その余の請求人に係る本件請求について述べる。

前回請求においては、前述のとおり、生駒市新病院基本設計等業務委託契約について監査を行ったが、監査委員の合議が調うに至らなかった。本件請求については、新たな事実を含めて検討し再度監査を行ったが、本件契約の必要性と緊急性について、自治法第242条第8項に規定する合議が調うに至らず、監査結果を決定し得なかった。